

大仙市総合評価落札方式 運用の手引き

大 仙 市

- 平成 24 年 6 月 1 日 制定
- 平成 25 年 5 月 10 日 改正
- 平成 26 年 5 月 1 日 改正
- 平成 26 年 11 月 13 日 改正 (平成 27 年 4 月 1 日 施行)
- 平成 27 年 12 月 16 日 改正 (平成 28 年 4 月 1 日 施行)
- 平成 28 年 5 月 27 日 改正 (平成 28 年 9 月 1 日 施行)
- 令和 3 年 3 月 24 日 改正 (令和 3 年 5 月 1 日 施行)
- 令和 7 年 3 月 19 日 改正 (令和 7 年 4 月 1 日 施行)

目 次

大仙市総合評価落札方式の試行について	・ ・ ・ ・ ・	1
評価項目の評価基準及び運用事項等	・ ・ ・ ・ ・	7
【簡易型】		
1. 企業の同種工事の施工実績	・ ・ ・ ・ ・	8
2. 企業の同格付工種における工事成績評定点	・ ・ ・ ・ ・	9
3. 企業の優良建設工事表彰	・ ・ ・ ・ ・	10
4. 企業のISOマネジメントシステムの認証取得	・ ・ ・ ・ ・	11
5-1. 若手又は女性技術者の育成	・ ・ ・ ・ ・	12
5-2. 配置予定技術者の同種工事の施工実績	・ ・ ・ ・ ・	15
6. 配置予定技術者の工事成績評定点	・ ・ ・ ・ ・	16
7. 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組	・ ・ ・ ・ ・	17
8. 主任（監理）技術者の保有資格	・ ・ ・ ・ ・	18
9. 主要材料の製造・施工の管理体制	・ ・ ・ ・ ・	非採用
10. 船舶の保有状況	・ ・ ・ ・ ・	非採用
11. 舗装機械の所有状況	・ ・ ・ ・ ・	19
12. 主たる営業所の所在	・ ・ ・ ・ ・	20
13. 企業の大仙市における受注工事額の合計	・ ・ ・ ・ ・	21
14. 企業の合併等の実績の有無	・ ・ ・ ・ ・	22
15. 県内企業の施工比率	・ ・ ・ ・ ・	非採用
16. 企業の消防団活動に対する取組	・ ・ ・ ・ ・	23
17. 継続的なボランティア活動実績	・ ・ ・ ・ ・	25
18. 企業の雇用対策に関する姿勢	・ ・ ・ ・ ・	27
19-1. 地場産品・リサイクル認定製品の調達実績	・ ・ ・ ・ ・	非採用
19-2. 県産材の活用	・ ・ ・ ・ ・	非採用
20. 屋根の雪下ろしに関する取組み	・ ・ ・ ・ ・	29
【地域維持型】		
地1. 主たる営業所の所在	・ ・ ・ ・ ・	31
地2. 工事箇所と同一管内における過去2年間の 入札参加率（受注意欲）	・ ・ ・ ・ ・	32
地3. 施設管理協定	・ ・ ・ ・ ・	34
地4. 地域貢献活動（継続的なボランティア活動実績）	・ ・ ・ ・ ・	25
地5. 企業の消防団活動に対する取組	・ ・ ・ ・ ・	23
地6. 企業の大仙市における受注工事額の合計	・ ・ ・ ・ ・	21
地7. 直営施工能力	・ ・ ・ ・ ・	35
地8. 屋根の雪下ろしに関する取組み	・ ・ ・ ・ ・	29

大仙市総合評価落札方式の試行について

概要

大仙市では、平成19年7月から、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素等を総合的に評価し、最も評価の高い入札者を落札者として決定する簡易型総合評価落札方式を試行しています。

また平成24年4月から、地域の維持的な工事を対象とし、その地域での工事を円滑に実施するため地域精通度や地域貢献度合いを評価項目とする、簡易型よりさらに簡易な地域維持型総合評価落札方式を試行しています。

適用対象工事

総合評価落札方式は、条件付き一般競争入札に付す工事で、施工の確実性または工事目的物の品質の確保等のため、入札者及び配置予定技術者の技術力等を評価することが望ましい工事について適用します。

- (1) 簡易型 700万円以上の補助事業工事及び2,000万円以上の工事
- (2) 地域維持型 250万円以上2,000万円未満の工事（補助事業を除く）
- (3) 施工計画型、技術提案型
 2億円以上（建築工事にあっては3億円以上）の工事で、特に必要と認められる工事

総合評価の評価方式

評価方式は、工事特性（規模、技術的難易度、施工上の課題）及び社会的要請等に応じて次のいずれかの方式を選択します。

● 簡易型

技術的工夫の余地が小さい工事においても、施工の確実性を確保することは重要なことから、企業の施工実績や配置予定技術者の能力、地域貢献度等により評価を行う方式です。

- 地域維持型

技術的な工夫の余地が極めて小さい地域の維持的な工事について、その地域での工事を円滑に実施するため、簡易型よりさらに簡易な方法により地域精通度や地域貢献度、地域産業力を評価項目とし、入札価格と総合的に評価を行う方式です。

- 施工計画型

施工上の課題や品質の確認方法等について、より高い効果を実現するため、工程管理、品質管理及び安全対策等に関する「簡易な施工計画」を求めて評価を行う方式です。

- 技術提案型

技術的工夫の大きい工事において、工事目的物の品質・性能の確保及び現場における課題解決を図るため、強度・耐久性の確保、環境への配慮、ライフサイクルコストの縮減等に関する「技術提案」を求めて評価を行う方式です。

低入札価格調査制度との関係

総合評価落札方式による競争入札については、「低入札価格調査制度」を適用します。

ただし、発注者の判断により、この限りではない場合があります。

また、「技術提案型」を適用する場合は、技術提案に伴う創意工夫を損なわないようにする観点から失格判断基準を適用しません。

評価方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、入札に基づく「価格評価点」と、価格以外の要素（実績等評価項目及び技術提案等評価項目に基づく技術評価点。以下、「技術評価点」という。）を合計した「総合評価点」により総合的に評価します。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

■価格評価点の算定方法

価格評価点は、予定価格と調査基準価格との関係から、次式により算定する。

ア) 入札価格 $\geq$ 調査基準価格の場合

$$\text{価格評価点} = (100 - X) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

※入札価格が入札比較価格（予定価格の税抜）を超えた場合は、総合評価点と価格評価点を算出しません。

イ) 入札価格 $<$ 調査基準価格の場合

$$\text{価格評価点} = (100 - X) \times \{ (1 - \text{調査基準価格} / \text{予定価格}) + 0.5 (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \}$$

ア)、イ) 式において、Xは技術評価点の配点（最高点）

■技術評価点の配点及び算定方法

○配点

- ・簡易型：技術評価点 = B_1
- ・地域維持型：技術評価点 = B_2
- ・施工計画型：技術評価点 = $B_1 + B_3$

(1) 実績等評価項目 B_1

ア) 設計金額 1 億円未満 20 点

イ) 設計金額 1 億円以上 2 億円未満 15 点

ウ) 設計金額 2 億円以上 10 点

(2) 実績等評価項目 B_2 10 点

(3) 施工計画 B_3 ・ 1 項目 5 点

・ 2 項目 10 点

○算定方法

技術評価点のうち実績等評価項目は、各評価項目及び評価基準に基づいて算出した点数の合計点を加算点とし、次式により圧縮補正を行い算定する。施工計画型については、圧縮補正を行いません。

$$\text{技術評価点} = \text{実績等評価分に係る加算点} \times \frac{\text{実績等評価分に係る配点}}{\text{実績等評価分に係る基準配点の合計}}$$

■技術評価点の評価基準・基準配点

○実績等評価項目

評価基準・基準配点は、「評価項目の評価基準及び運用事項等」P 8～のとおりにあります。

○施工計画型

- ・評価項目 ア) 工程管理に関する技術的所見
 イ) 環境配慮に関する技術的所見
 ウ) 品質確保に関する技術的所見
 エ) 安全対策に関する技術的所見
 - ・評価基準 : 現場条件から工事実施にあたって特段の配慮が考えられる
 場合（1～2項目を選択）
- ※工事規模、工事等を勘案し、事業課との協議により配分変更も可能

技術提案等の履行の確保

総合評価において、当該評価項目を履行することを申請して落札した場合には、企業はその申請内容について履行義務を負うことになります（以下、「履行義務評価項目」という。）

■施工計画等評価項目に関する履行義務

施工計画型の場合に、提案内容が評価の加点対象とならない場合でも、法令や共通仕様書等に違反しない限りは、その提案内容はすべて契約事項となることに注意してください。

■履行義務の確保

履行義務評価項目については、入札公告文、契約図書に明記するほか、受注者は契約後に提出する施工計画書等（資材承諾願、下請負届）に具体的な履行内容を記載する必要があります。

また、履行状況を検証することは、「公正な競争の執行」と「契約内容の効用の確保」のため重要であることから、工事の監督及び検査にあたっては申請した履行内容が確保されているか確認が重要となります。

- 提案内容とその履行状況及び効果
- 履行状況に基づく履行率

■ペナルティ等

受注者の責に帰すべき事由により履行義務項目の不履行が認められた場合、再度履行しなければなりません。ただし、履行義務項目の内容を満たす再度の履行が困難又は合理的でないと認められる場合、必要に応じて以下の措置を行うこととなります。

- 工事成績評定の減点
- 契約金額の減額
- 損害賠償の請求
- 指名差し控え、指名停止

■工事成績評定点の減点

受注者の責に帰すべき事由により履行義務項目の不履行が認められた場合、工事成績評定点は、その履行率に応じて次のとおり減点します。

- 技術提案等（施工計画型）
 - ・ 履行率が 50%未満 — 10 点
 - ・ 履行率が 50%以上 70%未満 — 8 点
 - ・ 履行率が 70%以上 80%未満 — 5 点
 - ・ 履行率が 80%以上 100%未満 — 3 点
- 配置技術者に変更が生じ落札時の能力評価点の履行が出来なくなった時
 - ・ 履行状況に関わらず — 5 点

総合評価落札方式における技術者について

■配置技術者（監理または主任技術者、若手又は女性技術者、専任補助者）【履行義務】

総合評価落札方式（以下、総合評価）で配置する監理又は主任技術者（以降、監理技術者等）及び若手又は女性技術者、専任補助者については、原則途中変更できません（若手又は女性技術者を現場代理人に配置した場合も同様とします）。

やむを得ない特別な事情により途中交代する場合は、交代技術者が前任技術者と同等以上の資格及び経験（または5年以上の経験年数）を有するほか、総合評価による配置技術者の能力評価点（合計点）が、落札時「別記様式1－2」で算定した評価と比較し、同等以上であることが必要である。

また、引継に必要な重複配置期間は、1年以内の工期の工事は7日間程度、1年を超え2年以内の工期の工事は14日程度、2年を超える工期の工事は1ヶ月を目安とする。

途中交代がなされた場合の施工経験は、従事した期間の最も長い技術者のみ認めるものとする。

■配置技術者の施工実績

監理又は主任技術者及び現場代理人（専任補助者を含む）としての過去の実績は、当該工事で従事期間が最も長い技術者のみ評価する。（途中交代がなされ技術者が複数いる場合は施工経験が短いものは評価しない。）

評価項目の評価基準及び運用事項等

各方式における評価項目の設定条件について

設定条件について、次のとおり表示しています。

◎：必須項目　、○：選択項目　、－：適用しない

簡易型：◎	地域維持型：－	施工計画型：○	技術提案型：○
-------	---------	---------	---------

1. 企業の同種工事の施工実績

評価内容	配点	評価基準	点数
過去10年間の同種工事 又は類似工事の施工実績	2.0	a. 同種工事の施工実績がある	2.0
		b. 類似工事の施工実績がある	1.0
		c. 同種工事の施工実績がない	0.0

評価のポイント：企業が有する過去10年間における同種工事又は類似工事に関する施工実績を評価する。

【評価に関する運用事項】

- ① 「過去10年間」とは、直前10ヶ年度及び技術資料提出期限までをいい、期間内に引き渡し完了した元請工事を対象とする。
- ② 「過去10年間」の実績を標準とするが、実績件数が少ないと判断される場合は、実績期間を拡大することができる。
- ③ 同種工事については、入札公告文に定義する。類似工事については、必要に応じて設定できるものとし、設定する場合は、入札公告文に定義する。
- ④ 実績の規模を問わない。ただし、工種特性により規模要件を設定することもできる（新技術や特殊工法、施工頻度が少ない工種など）。
- ⑤ 大仙市入札参加有資格者名簿に登録された代表者（受任者）が属する営業所において締結された工事に限るものとする。
- ⑥ 施工実績には発注機関を問わない（民間工事は除く）※「発注機関」とは、国（独立行政法人を含む）、都道府県、市町村、及び電力、NTT、JRなどを指す。
- ⑦ 共同企業体としての施工実績は、代表者及び構成員の別、出資比率を問わない。
- ⑧ 共同企業体の結成を要件とする場合、代表者及び構成員を問わず評価の対象とする。
- ⑨ 技術資料が不備で、実績が確認できない場合は評価しない。

【技術資料作成時の留意事項】

- ① 施工実績は、同種工事又は類似工事に該当する代表的なものを1件記載する。
- ② 記載する工事は、可能な限り工事実績情報システム（CORINS）に登録されている工事から選定すること。
- ③ 記載様式は、別記様式2－1とする。

簡易型：◎	地域維持型：－	施工計画型：○	技術提案型：○
-------	---------	---------	---------

2. 企業の同格付工種における工事成績評定点

評価内容	配点	評価基準	点数
過去3年間の同格付工種の工事成績評定点の平均点	2.0	a. 80点以上	2.0
		b. 75点以上 80点未満	1.0
		c. 65点以上 75点未満 (評価点を有しない場合も含む)	0.0
		d. 65点未満	-1.0

評価のポイント：企業が有する過去3年間における大仙市の「同格付工種」に関する工事成績評定点の平均点を評価する。

【評価に関する運用事項】

- ① 「過去3年間」とは、当年度4月1日の前日から遡って3年間の期間をいう。
- ② 評価の対象は、当該工事と同じ格付工種（大仙市で格付を行う15工種）とする。但し、工事特性に応じて同種工事に限定することも可能とする。
- ③ ②に該当する工事成績評定点の平均点（小数点以下第2位を切り捨て）を算定し、評価する。
- ④ 共同企業体として施工した工事の工事成績評定点は、代表者及び構成員の別、出資比率を問わない。
- ⑤ 過去3年間に大仙市から工事成績評定通知を有しない者については、「c」評定の「0点」とする。
- ⑥ 過去3年間の工事成績評定点の平均点が65点未満の企業は、「d」評価の「-1点」とする。
- ⑦ 共同企業体の結成を要件とする場合、対象とする期間内における代表者及び構成員の工事成績評定点の総和を対象工事件数で除した値とする。

(例)

代表者	60点、70点、80点	計210点
構成員A	70点、70点、80点	計220点
構成員B	工事成績評定点なし	計0点

対象総工事件数 6件 合計430点
 平均点 = $430 \div 6 = 71.67 \rightarrow 71.6$ 点

【技術資料作成時の留意事項】

- ① 記載様式は、別記様式2-1とする。

簡易型：◎

地域維持型：－

施工計画型：○

技術提案型：○

３．企業の優良建設工事表彰

評価内容	配点	評価基準	点数
過去３年間の大仙市優良建設工事表彰の有無	1.0	a. 表彰の実績がある	1.0
		b. 表彰の実績がない	0.0

評価のポイント：企業が過去３年間に受賞した大仙市優良建設工事表彰の実績を評価する。（同格付工種に限る）

【評価に関する運用事項】

- ① 「過去３年間」とは、直前３ヶ年度及び技術資料提出期限までをいい、期間内に大仙市優良建設工事表彰を受賞した工事を対象とする。
- ② 共同企業体として表彰を受けた実績については、代表者及び構成員の別、出資比率を問わず評価の対象とする。
- ③ 評価の対象は当該工事と同じ格付工種（大仙市で格付を行う１５工種）とし、格付工種は、工事成績評定点に記載されているものとする。

（例）

受賞工事	入札に付す工事	判定
一般土木工事	一般土木工事	可
	法面工事	不可

- ④ 直前３ヶ年度及び技術資料提出期限までに、同格付工種において、工事成績評定点が６０点未満の工事がある場合は努力要請通知日以降から評価しない。
- ⑤ 共同企業体の結成を要件とする場合、代表者及び構成員を問わず評価の対象とする。

【技術資料作成時の留意事項】

- ① 記載様式は、別記様式２－１とする。

簡易型：◎

地域維持型：－

施工計画型：○

技術提案型：○

4. 企業のISOマネジメントシステムの認証取得

評価内容	配点	評価基準	点数
ISO9001 あるいは 14001 の認証取得の有無	2.0	a. ISO9001 及び 14001 を取得	2.0
		b. ISO9001 又は 14001 を取得	1.0
		c. どちらも取得していない	0.0

評価のポイント：企業におけるISOマネジメントシステム（9001 あるいは 14001）の認証取得実績を評価する。

【評価に関する運用事項】

- ① 技術資料提出日におけるISO9001 あるいは 14001 の認証取得の有無を評価する。
- ② 共同企業体の場合は、代表者の取得状況に限定する。
- ③ 営業所単位での認証取得を原則とする。
- ④ 本社、支店などの上位組織で一括して認証登録を行い、営業所など下部組織が「認定範囲」あるいは「適合範囲」となっている場合には評価の対象とする。

【技術資料作成時の留意事項】

- ① 記載様式は、別記様式2－1とする。

簡易型：○	地域維持型：－	施工計画型：○	技術提案型：○
-------	---------	---------	---------

５－１．若手又は女性技術者の育成

評価内容		評価基準	点数	配点
若手技術者の配置の有無	a.	35 歳未満の監理又は主任技術者への配置	2.0	2.0
	b.	35 歳以上 40 歳未満の監理又は主任技術者への配置	1.6	
	c.	35 歳未満の現場代理人への配置	1.2	
	d.	35 歳以上 40 歳未満の現場代理人への配置	0.8	
	e.	いずれにも配置無し	0.0	
女性技術者の配置の有無	a.	監理又は主任技術者への配置	1.2	
	b.	現場代理人への配置	0.6	
	c.	いずれにも配置無し	0.0	

評価のポイント：若手又は女性技術者を監理又は主任技術者や現場代理人に配置し育成を図る場合に、配置する役割に応じて評価する。

【評価に関する運用事項】

- ① 本評価項目は、「選択評価項目」である。
- ② 工事別発注概要書に記載があった場合は、若手又は女性技術者（以下、「若手技術者等」という）を監理又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という）に配置する場合は専任補助者を配置することができる
- ③ 若手技術者等を現場代理人へ配置する場合、技術者資格の有無は問わないが、評価対象の若手技術者等は工事实績情報システム（コリンズ）の「建設実績技術者 ID」を取得している者でなければならない。
- ④ 「大仙市総合評価落札方式における専任補助者」は当該工事の現場代理人を担当しながら、若手技術者等（監理又は主任技術者）の指導及び補助を行い、監理技術者等の業務にも主体的に係るものとする。（施工計画書・打合せ簿等の書類にも専任補助者として関与・押印する。）
- ⑤ 若手技術者等と専任補助者を配置した場合は、監理技術者等にかわり、専任補助者を総合評価の対象者（配置予定技術者）として評価する。

５－２．配置予定技術者の同種工事の施工実績

６．配置予定技術者の工事成績評定点

７．配置予定技術者の継続教育（ＣＰＤ）の取組

８．主任（監理）技術者の保有資格

（次頁へ続く）

- ⑥ 若手技術者の性別は問わない。評価基準の年齢は、若手技術者の入札公告日における年齢で判断する。
- ⑦ 若手技術者等及び専任補助者は監理技術者等と同様に取扱い、原則途中変更は認めない。
- ⑧ 女性技術者の年齢は問わない。
- ⑨ 若手技術者と女性技術者の両方の評価基準を満たしていた場合や、監理技術者等と現場代理人を兼ねる場合は、評価の高い方を採用する。評価の算定表については以下のとおりとする。

			配置する役割	
			監理又は主任技術者	現場代理人
年 齢 性 別	35歳未満	女性	2.0	1.2
		男性		
	35歳以上40歳未満	女性	1.6	0.8
		男性		
	40歳以上	女性	1.2	0.6
		男性	0.0	0.0

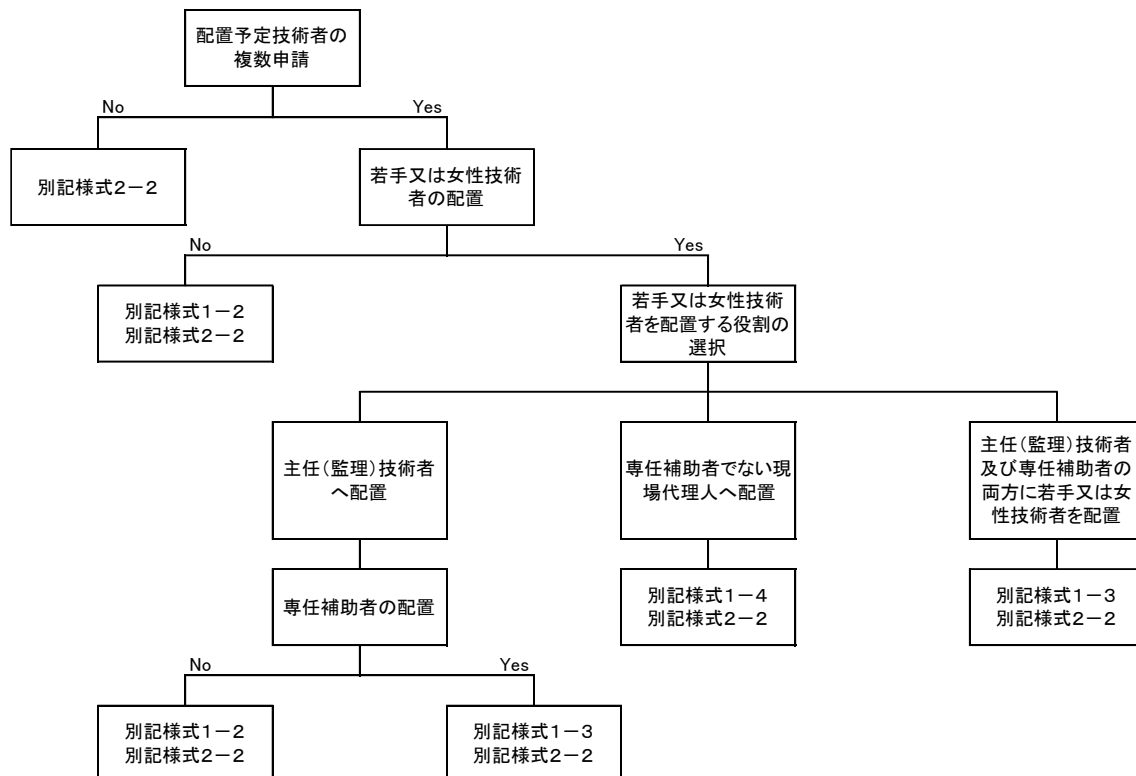
- ⑩ 若手技術者等と専任補助者の複数申請は可能である。評価にあたっては別記様式1－2、1－3及び1－4の算定により評価する。ただし、若手技術者等の複数申請があった際に、申請者に40歳以上の男性技術者が含まれる場合、「5－1. 若手又は女性技術者の育成」における加點評価はしない。
- ⑪ 公募対象が、特定建設工事共同企業体（特定JV）の場合は設定しない。
- ⑫ 専任補助者を配置した場合は、技術者の選任届、施工計画書に「現場代理人」と「専任補助者」を併記し配置を明確にする。
- ⑬ 工事实績情報システム（コリンズ）登録の際に、若手技術者を「監理技術者」又は「主任技術者」、専任補助者を「現場代理人」と登録するほか、工事概要の欄に「大仙市総合評価落札方式専任補助者〇〇■■■（氏名）」を入力し登録する。

（次頁へ続く）

【技術資料作成時の留意事項】

- ①記載様式は、別記様式２－２とする。
- ②若手技術者等及び専任補助者は他工事との兼務は認めない。
- ③専任補助者は監理技術者等との兼務及び複数配置は認めない。

※以下、複数申請時の使用様式を示すフロー



簡易型：◎	地域維持型：－	施工計画型：○	技術提案型：○
-------	---------	---------	---------

５－２．配置予定技術者の同種工事の施工実績

評価内容	配点	評価基準	点数
過去１０年間の同種工事 又は類似工事の施工実績	2.0	a. 同種工事の施工実績がある	2.0
		b. 類似工事の施工実績がある	1.0
		c. 上記以外	0.0

評価のポイント：配置予定技術者が過去１０年間に担当した同種工事の施工実績を評価する。

【評価に関する運用事項】

- ① 「過去１０年間」とは、直前１０ヶ年度及び技術資料提出期限までをいい、期間内に引き渡し完了した工事を対象とする。
- ② 「過去１０年間」の実績を標準とするが、実績件数が少ないと判断される場合は、実績期間を拡大することができる。
- ③ 同種工事については、入札公告文に定義する。類似工事については、必要に応じて設定できるものとし、設定する場合は、入札公告文に定義する。
- ④ 実績の規模を問わない。ただし、工事特性により、規模要件を設定することもできる（新技術や特殊工法、施工頻度が少ない工種など）。
- ⑤ 施工実績には発注機関を問わない（民間工事は除く）。
- ⑥ 実績は、「監理技術者」、「主任技術者」または「現場代理人」、「専任補助者」として従事したものに限定する。
- ⑦ 「現場代理人」、「専任補助者」としての実績を評価する場合、工事期間に建設業法第２６条第１項及び第２項に規定する「主任技術者等」と同等の資格を有していたことを条件とする。
- ⑧ 以前勤めていた企業で受賞した実績は評価する。ただし、以前勤めていたことを証明する資料（CORINSデータの写し等）を添付すること。
- ⑨ 共同企業体として施工した工事の実績は、代表者及び構成員の別、出資比率を問わない。
- ⑩ 共同企業体の結成を要件とする場合、配置予定技術者が代表者及び構成員の何れに所属するかを問わず評価の対象とする。
- ⑪ 技術資料が不備で、実績が確認できない場合は評価しない。
- ⑫ 同一企業で複数の配置予定技術者の申請があった場合は「別記様式１－２」の算定により評価する。

【技術資料作成時の留意事項】

- ① 監理（主任）技術者は、共通仕様書で定めているものとする。
- ② 技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。但し、実際の施工にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限定するものとする。
- ③ 工事経歴は、同種工事に該当する代表的なものを１件記載する。
- ④ 記載様式は、別記様式２－２とする。

簡易型：◎	地域維持型：－	施工計画型：○	技術提案型：○
-------	---------	---------	---------

6. 配置予定技術者の工事成績評定点

評価内容	配点	評価基準	点数
過去5年間の同格付工種の工事成績評定点の最高点	2.0	a. 80.0点以上	2.0
		b. 77.5点以上 80.0点未満	1.0
		c. 75.0点以上 77.5点未満	0.5
		d. 75.0点未満 (評価点を有しない場合も含む)	0.0

評価のポイント：配置予定技術者が過去5年間に担当した大仙市の「同格付工種」の工事成績評定点の最高点を評価する。

【評価に関する運用事項】

- ① 「過去5年間」とは、当年度4月1日の前日から遡って5年間の期間をいう。
- ② 評価の対象は当該工事と同じ格付工種とする。(大仙市で格付を行う15工種)
- ③ 「監理技術者」、「主任技術者」または「現場代理人」、「専任補助者」として従事したものを評価対象とする。
- ④ 「現場代理人」、「専任補助者」としての実績を評価する場合、工事期間に建設業法第26条第1項及び第2項に規定する「主任技術者等」と同等の資格を有していたことを条件とする。
- ⑤ 以前勤めていた企業で受賞した実績は評価する。ただし、以前勤めていたことを証明する資料(CORINSデータの写し等)を添付すること。
- ⑥ 共同企業体として施工した工事の実績は、代表者及び構成員の別、出資比率を問わない。
- ⑦ 共同企業体の結成を要件とする場合、配置予定技術者が代表者及び構成員の何れに所属するかを問わず評価の対象とする。
- ⑧ 同一企業で複数の配置予定技術者の申請があった場合は「別記様式1-2」の算定により評価する。

【技術資料作成時の留意事項】

- ① 過去5年間に大仙市から工事成績評定通知を有しない者については、「d」評定の0点とする。
- ② 記載様式は、別記様式2-2とする。

簡易型：◎	地域維持型：－	施工計画型：○	技術提案型：○
-------	---------	---------	---------

7. 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組

評価内容	配点	評価基準	点数
過去1年間の継続教育（CPD）の取得状況	2.0	a. 継続教育（CPD）の証明あり （各団体推奨単位以上の取得実績）	2.0
		b. 継続教育（CPD）の証明あり （各団体推奨単位の1/2以上の取得実績）	1.0
		c. 継続教育（CPD）の証明無し または各団体推奨単位の1/2未満	0.0

評価のポイント：配置予定技術者の継続教育（CPD）への取組実績を評価する。

【評価に関する運用事項】

- ① 継続教育（CPD）は、建設系CPD協議会又は建築CPD運営会議に加盟している団体が発行する継続教育証明書（以下、証明書）を評価の対象とする。
- ② 継続教育（CPD）の実績は、前年度または証明書発行日以前の1年間を原則とする（内訳書により確認）。
- ③ 複数年での取得証明の場合で過去1年間の内訳が証明できない場合には、直近5ヶ年を限度として、各団体の推奨単位（必要な単位）で比較するものとする。
（例）
 - ・ 推奨単位：20（1年間）
証明書：36（2年間） $36 \div 2 = 18 > 10$ （推奨単位の1/2）→ b
 - ・ 推奨単位：150（3年間）
証明書：52（1年間） $52 \times 3 = 156 > 150$ （推奨単位）→ a
- ④ 継続教育（CPD）は、入札参加要件として配置予定技術者に求める資格あるいは同種工事に限定しない。
- ⑤ 秋田県が実施する技術力研修で発行する「継続教育（CPD）非加入者用受講証明書」は、推奨単位以上の取得実績をしたものとして取り扱う。
- ⑥ 共同企業体の結成を要件とする場合、配置予定技術者が代表者及び構成員の何れに所属するかを問わない。
- ⑦ 同一企業で複数の配置予定技術者の申請があった場合は「別記様式1－2」の算定により評価する。

【技術資料作成時の留意事項】

- ① CPD単位登録証明書の有効期限は発行日より1年間とする。
- ② 記載する単位は、各団体が発行する継続教育証明書があるものに限定する。
- ③ 記載様式は、別記様式2－2とする。

簡易型：○

地域維持型：－

施工計画型：○

技術提案型：○

8. 主任（監理）技術者の保有資格

評価内容	配点	評価基準	点数
主任（監理）技術者の保有資格	2.0	a. ○○○主任技士（1級△△△者）の資格を有する	2.0
		b. ○○○技士（2級△△△者）の資格を有する	1.0
		c. 上記資格を有しない	0.0

評価のポイント：配置予定技術者の主要工種に関する保有資格を評価する。

【評価に関する運用事項】

- ① 品質向上の観点から、主要工種に求められる専門性を評価する。
- ② 求める資格によっては、中間配点（1点）を設定しない。
- ③ 工事内容及び規模に応じ、配置予定技術者の保有資格を評価項目として設定する。
- ④ 共同企業体の結成を要件とする場合、配置予定技術者が代表者及び構成員の何れに所属するかを問わず評価の対象とする。
- ⑤ 同一企業で複数の配置予定技術者の申請があった場合は「別記様式1－2」の算定により評価する。

【技術資料作成時の留意事項】

- ① 記載様式は、別記様式2－2とする。

簡易型：○	地域維持型：－	施工計画型：○	技術提案型：○
-------	---------	---------	---------

1 1. 舗装機械の所有状況（舗装工事について適用）

評価内容	配点	評価基準	点数
舗装機械の所有状況	2.0	ロードローラー、タイヤローラー、アスファルトフィニッシャーについて、設計図書に示す規格以上の機種を所有（長期リース含む）を評価する。 機種による配点は次のとおりとする。 ・ロードローラー 0.5点 ・タイヤローラー 0.5点 ・アスファルトフィニッシャー 1.0点	
		a. ロードローラー、タイヤローラー、アスファルトフィニッシャーを所有	2.0
		b. アスファルトフィニッシャー及びロードローラー又はタイヤローラーを所有	1.5
		c. アスファルトフィニッシャーを所有又はロードローラー及びタイヤローラーを所有	1.0
		d. ロードローラー又はタイヤローラーを所有	0.5
		e. 上記機種を所有していない	0.0

評価のポイント：舗装機械の所有状況进行评估する。

【評価に関する運用事項】

- ① 本評価項目は、舗装工事について適用する。
- ② 当該機種を所有している場合であっても、当該工事で使用しない場合は評価しない。
- ③ 当該機種の保有台数による配点を行わない。
- ④ 長期リースは、期間が1年以上のもので、リース契約書に途中で解約することが禁止されていることが明記されているものについて評価する。
- ⑤ ロードローラーは、設計図書で指定がない限り、マカダム・タンデムを問わない。
- ⑥ アスファルトフィニッシャーは、設計図書で指定がない限り、ホイール・クローラを問わない。
- ⑦ 共同所有または複数社での長期リースは評価しない。
- ⑧ 共同企業体の結成を要件とする場合、代表者及び構成員を問わず最も評価が高い企業を評価対象とする。

【技術資料作成時の留意事項】

- ① 記載様式は、別記様式3－1とする。

簡易型：○	地域維持型：－	施工計画型：○	技術提案型：○
-------	---------	---------	---------

１２．主たる営業所の所在

評価内容	配点	評価基準	点数
大仙市内の 営業所の状況	1.0	a. 市内業者の認定を受けている	1.0
		b. 準市内業者の認定を受けている	0.5
		c. いずれの認定も受けていない	0.0

評価のポイント： 企業の大仙市内における営業所の状況进行评估する。

【評価に関する運用事項】

- ① 本評価項目は、「選択評価項目」である。
- ② 入札参加対象に市外業者を含まれる場合に設定する。
- ③ 大仙市における入札参加有資格者のうち、市内業者及び準市内業者の認定状況を評価対象とする。
- ④ 共同企業体の結成を要件とする場合、代表者の営業所の所在地を評価対象とする。

【技術資料作成時の留意事項】

- ① 記載様式は別記様式３－２とする。

簡易型：◎	地域維持型：◎	施工計画型：○	技術提案型：○
-------	---------	---------	---------

13（地6）. 企業の大仙市における受注工事額の合計

評価内容	配点	評価基準					点数	
企業の大仙市 における受注 工事額の合計	2.0	大仙市における格付け工種別の受注工事額の合計						
			一般土木A 建築一式A	一般土木B 建築一式B	一般土木C 建築一式C	水道施設 工事	舗装・左記 以外の工種	
		a.	2000 万円以下	700 万円以下	130 万円以下	1000 万円以下	500 万円以下	2.00
		b.	aを超え 3000 万円以下	aを超え 1000 万円以下	aを超え 200 万円以下	aを超え 1500 万円以下	aを超え 1000 万円以下	1.50
		c.	bを超え 4000 万円以下	bを超え 1500 万円以下	bを超え 300 万円以下	bを超え 2000 万円以下	bを超え 1500 万円以下	1.00
		d.	cを超え 6000 万円以下	cを超え 2500 万円以下	cを超え 500 万円以下	cを超え 3000 万円以下	cを超え 2500 万円以下	0.50
		e.	6000 万円を 超える	2500 万円を 超える	500 万円 を超える	3000 万円を 超える	2500 万円を 超える	0.00

評価のポイント：企業の基準日以降の、大仙市における受注工事額の合計を評価する。

【評価に関する運用事項】

- ① 受注実績は、基準日（当該年度の4月1日）から入札公告日まで（算定期間）に、一般競争入札において元請けとして契約した大仙市発注工事の全てを対象とする。
- ② 「契約」は、算定期間内に契約工期の始期が含まれるか否かで判断する。
- ③ 受注工事額の合計は、格付け工種別の契約金額の合計とする。
- ④ 請負金額の変更の有無に係らず、当初契約時点での金額とする。
- ⑤ 共同企業体の受注実績については、構成員のうち大仙市等級格付業者のみを対象とし、出資比率を乗じて算出する。
- ⑥ 共同企業体の結成を要件とする場合、代表者を含む全ての構成員を評価対象とし、全ての構成員の受注工事額の総和を構成員数で除して求めるものとする。

【技術資料作成時の留意事項】

- ① ■簡易型 … 記載様式は、別記様式3－2とする。
■地域維持型 … 自己評価申請書「6 企業の大仙市における受注工事額の合計」に記載する。

簡易型：○	地域維持型：－	施工計画型：○	技術提案型：○
-------	---------	---------	---------

14. 企業の合併等の実績の有無

評価内容	配点	評価基準	点数
①企業合併等の実績	1.0	a. 合併等の実績あり（市内業者同士）	1.0
		b. 合併等の実績あり（市内・市外業者）	0.5
		c. 合併等の実績なし	0.0
②合併等後における市内職員の比率	1.0	a. 市内職員比率が80%以上	1.0
		b. 市内職員比率が60%以上	0.5
		c. 市内職員比率が60%未満	0.0

評価のポイント： 企業合併等の有無及び合併等後の企業の職員数における大仙市居住者雇用比率を評価する。

【評価に関する運用事項】

- ① 本評価項目は、「選択評価項目」である。
- ② 評価する実績は、大仙市市内業者・準市内業者の認定基準（平成25年11月1日施行）第2条第1項で規定する市内業者が、同規定の市内業者または市内業者以外の業者（市外業者）と、合併又はすべての建設業について事業譲渡又は譲受した場合（以下「合併等」という。）であって、大仙市建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び入札参加機会の確保に関する特例要領（平成26年4月1日施行）第7条による合併特例措置の結果の通知を受けた合併等について評価する。
- ③ 評価する期間は、合併又は事業譲渡の効力が発生する日（合併等日）が属する年度の4月1日から起算して3カ年とする。
- ④ 合併等による市内職員の比率は以下の式により算出する。

$$S(\%) = \text{合併等以後の企業に在職する職員のうち、居住地が大仙市となっている職員数} \div \text{在籍する職員数の合計} \times 100$$
合併企業に在職する職員数は、合併等後に合併企業が市に提出する資格申請書類の在籍職員名簿により確認するものとする。
- ⑤ 上記により算出されたS値は新たに合併要領に適合する合併等が行われた場合を除き、以降に職員数に増減があり、値に変更があった場合には次の通り取り扱うものとする。
 - a. 職員数の増減によりS値が上がる場合→初度に算出した値で評価する。
 - b. 職員数の増減によりS値が下がる場合→当該項目の評価はしない。
- ⑥ 共同企業体の結成を要件とする場合、代表者及び構成員を問わず最も評価が高い企業を評価対象とする。

【技術資料作成時の留意事項】

- ① 記載様式は別記様式3-3とする。

簡易型：◎	地域維持型：◎	施工計画型：○	技術提案型：○
-------	---------	---------	---------

16（地5）. 企業の消防団活動に関する取組

評価内容	配点	評価基準	点数
①大仙市消防団協力事業所表示証の有無	1.0	a. 協力事業所認定を受け、かつ、総務省消防庁表示証の交付を受けている b. 協力事業所認定を受けている c. 協力事業所認定を受けていない	1.0 0.5 0.0
②消防団員の雇用状況	1.0	在籍職員のうち、大仙市消防団員の数 a. 5名以上 b. 3名～4名 c. 1名～2名 d. 0名 上記のうち女性消防団員を含む場合	1.0 0.5 0.25 0.0 0.5

評価のポイント：企業の消防団活動に関する取組を評価する。

【評価に関する運用事項】

- ① 技術資料提出期限時点で消防団協力事業所表示証の交付を受けている企業（有効期間は、認定の日から原則として2年以内であるので、有効期間内か注意すること）を評価対象とする。
- ② 協力事業所表示証の交付を受けている企業で、総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けている場合についても評価対象とする。
- ③ 消防団員の在籍職員数、女性消防団員については、消防団協力事業所表示証の有無を問わない。当該評価項目の点数は1.0を上限とする。
- ④ 企業に在籍する消防団員数については、入札公告日の属する前月の末日を基準日とし、大仙市消防団長の在籍証明書の提出により確認する物とする。一度消防団長の証明を受けた在籍証明所は、消防団員数に増減がない場合にあっては証明を受けた日が属する年度の末日まで有効なものとする。但し、証明を受けた後に団員数に増減があった場合は団員数増減の確認のため再度の証明書の提出を求めるものとする。
- ⑤ 共同企業体の結成を要件とする場合、代表者及び構成員を問わず最も評価が高い企業を評価対象とする。

（次頁へ続く）

【技術資料作成時の留意事項】

- ① 有効期間が明記された表示証又は更新の文書の写しを添付すること。
- ② 別紙様式により、大仙市消防団長の証明を受けた証明書を添付すること。
- ③ ■簡易型 … 記載様式は、別記３－４様式する。
■地域維持型 … 自己評価申請書「５ 企業の消防団活動に対する取組」に記載する。

簡易型：◎	地域維持型：◎	施工計画型：○	技術提案型：○
-------	---------	---------	---------

17（地4）. 継続的なボランティア活動実績

評価内容	配点	評価基準		点数
		簡易型	地域維持型	
継続的なボランティア活動の実績の有無	2.0	a. 6ポイントを超える	3ポイントを超える	2.0
		b. 4ポイントを超え 6ポイント以下	2ポイントを超え 3ポイント以下	1.5
		c. 1ポイントを超え 4ポイント以下	0.5ポイントを超え 2ポイント以下	1.0
		d. 1ポイント	0.5ポイント	0.5
		e. 1ポイント未満	0.5ポイント未満	0.0

評価のポイント：大仙市認定地域貢献活動のポイント数を評価する。

※地域維持型は地域ごと（支所単位）、簡易型は全地域のポイントの合計で評価する。

【評価に関する運用事項】

- ① 評価対象は、清掃美化、除雪、保全補修、業務支援、災害対応、その他の活動とする。
- ② 次に掲げる条件を全て満たすものを認定対象とする。
 - ア 自主的な非営利の活動であること。
 - イ 企業としての取組みであること。
 - ウ 地域に貢献する活動であると認められること。
 - エ 当該企業に所属する従業員の実働実績があり、活動内容が客観的に確認できること。
- ③ 毎年4月1日を基準日として、基準日の前日から起算して過去一年間において実施した地域貢献活動を定期受付分として、また、基準日以降に実施した地域貢献活動を随時受付分として、それぞれ申告を行うことができる。ただし、随時受付分として申告した地域貢献活動は、次年度の定期受付時に再度申告することができない。
- ④ 前年度活動で定期受付期間以降に申告したものについては、基準日から1年以内に申告が行われたものに限り認めるものとする。その場合、認定にあたっては、随時受付分と同様に扱う。
- ⑤ 認定は、提出された申告書等をもとに地域貢献活動の種類及び地域ごとに行い、過年度分も含め過去2年度分を累積する。
- ⑥ 定期受付分で認定を受けた地域貢献活動の認定の有効期間は、認定の日から2年間とする。
- ⑦ 随時受付分で認定を受けた地域貢献活動の認定の有効期間は、認定の日を初日に、申告を行った年度の定期受付分の認定の日から起算して2年間が満了した日との間とする。
- ⑧ 共同企業体の結成を要件とする場合、代表者及び構成員を問わず最も評価が高い企業を評価対象とする。

（次頁へ続く）

【技術資料作成時の留意事項】

- ① ■簡 易 型 … 記載様式は、別記様式 3－4 とする。
■地域維持型 … 自己評価申請書「4 地域貢献活動」に記載する。

簡易型：◎	地域維持型：－	施工計画型：○	技術提案型：○
-------	---------	---------	---------

18. 企業の雇用対策に関する姿勢

評価内容	配点	評価基準	点数
企業の雇用対策に関する姿勢	2.0	a. 離職者の新規雇用の実績あり	0.5
		b. 離職者の新規雇用の実績なし	0.0
		a. 新卒者の新規雇用の実績あり	0.5
		b. 新卒者の新規雇用の実績なし	0.0
		a. 技術職員数の80%以上が10年以上雇用	1.0
		b. 技術職員数の70%以上80%未満が10年以上雇用	0.5
		c. 技術職員数の70%未満が10年以上雇用	0.0

評価のポイント：企業の雇用対策に関する姿勢を評価する。

企業姿勢を評価するので、複数の工事に申告が可能。

【評価に関する運用事項】

■離職者及び新卒者の新規雇用の実績について

① 離職者及び新卒者とは、次の通りとする。

離職者：離職し、新たに就労を希望する者。

新卒者：県内高校または大学等（県内外問わず）を卒業し、卒業日から翌年の卒業した月の月末までの者。

② 新規雇用は、正規社員としての雇用とし、技術職・事務職を問わない。

③ 正規社員は、雇用保険の被保険者（一般）で、大仙市内に居住している者とする。

④ 実績評価の対象期間は、次のとおりとする。

離職者：技術資料提出期限を基準として過去1年以内に雇用された者を評価し、評価期間は左記期間内とする。

新卒者：卒業日から翌年の卒業した月の月末まで雇用された者を評価し、評価期間は左記期間内とする。（なお、技術提出資料提出期限が左記期間内にあること）

ただし、技術資料提出日時点で退職又は解雇している場合は評価しない。

⑤ 加対象は、大仙市等級格付名簿登載業者のみとする。

⑥ 「大学等」とは、短期大学、高等専門学校、大学、大学院をいい、学校教育法第124条に定める専修学校及び秋田県内の技術専門校も含めるものとする。

⑦ 共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員が何れに所属するかを問わず評価対象とする。

⑧ 現社員を解雇した上での再雇用や企業間での社員の形式的な解雇、雇用など不誠実な行為による者は認めない。

（次頁へ続く）

■ 10年以上の継続雇用の割合

- ① 技術資料提出期限時点で有効な「経営規模等評価通知書・総合評定値通知書」に記載している技術職員数（一級、基幹、二級、その他の人数の合計で役員等の役職は問わない。）のうち、10年以上継続して雇用されている技術者数の割合で評価する。
- ② 技術資料提出日時点で10年以上継続雇用している者を記した技術者名簿を添付すること。
- ③ 該当する「経営規模等評価通知書・総合評定値通知書」がない場合は評価しない。
- ④ 共同企業体の結成を要件とする場合、代表者を含む全ての構成員を評価対象とし、構成員の技術職員数の合計と、10年以上継続雇用されている構成員の技術職員数の合計の割合で評価する。
- ⑤ 加対象は、大仙市等級格付名簿登載業者のみとする。

【技術資料作成時の留意事項】

- ① 記載様式は、別記様式3－6、別記様式3－7とする。

簡易型：○	地域維持型：○	施工計画型：○	技術提案型：○
-------	---------	---------	---------

20（地8）. 屋根の雪下ろしに関する取組み

評価内容	配点	評価基準			点数
			簡易型	地域維持型	
屋根の雪下ろしに関する取組み件数	1.0	a.	10件以上	5件以上	1.0
		b.	5件以上10件未満	3件以上5件未満	0.5
		c.	5件未満	3件未満	0.0
雪下ろし事業者の登録の有無	1.0	大仙市高齢者等雪対策総合支援事業の雪下ろし事業者として登録されている			1.0
		大仙市高齢者等雪対策総合支援事業の雪下ろし事業者として登録されていない			0.0

評価のポイント：大仙市における屋根の雪下ろしに関する取組み件数、及び雪下ろし事業者としての登録の有無を評価する。

※地域維持型は地域ごと（支所単位）、簡易型は全地域で評価する。

【評価に関する運用事項】

- ① 本評価項目は、「選択評価項目」である。
- ② 次に掲げる条件を全て満たすものを評価対象とする。
 - ア 営業をともしない建物及びそれに付属する建築物に関する作業であること。ただし、公共の建物及びそれに付属する建築物は除く。
 - イ 有償・無償（高齢者等雪対策総合支援事業の利用券での支払いも含む）にかかわらず、作業内容を確認することができること。
 - ウ 当該企業として実働実績があり、作業内容を客観的に確認できること。
 - エ 地域貢献ポイントとして認められていない作業であること。
- ③ 毎年4月1日を基準日として、基準日の前日から起算して過去1年間に於いて委託により行った屋根の雪下ろしを評価することができる。
- ④ 取組み件数の集計は、添付された領収書又は高齢者等雪対策総合支援事業の利用券及び証明書等の写しをもとに地域ごとに行う。
- ⑤ 屋根の雪下ろしに関する取組み件数についての評価は、雪下ろし事業者としての登録の有無を問わない。
- ⑥ 前年度3月31日時点において、大仙市高齢者等雪対策総合支援事業の雪下ろし事業者として登録されている場合のみ、1.0点の加点とする。
- ⑦ 共同企業体の結成を要件とする場合、代表者及び構成員を問わず最も評価が高い企業を評価対象とする。

（次頁へ続く）

【技術資料作成時の留意事項】

- ① ■簡 易 型 … 記載様式は、別記様式 3－4 とする。
- 地域維持型 … 自己評価申請書「8 屋根の雪下ろしに関する取組み」に記載する。

簡易型：－	地域維持型：◎	施工計画型：○	技術提案型：○
-------	---------	---------	---------

地１．主たる営業所の所在

評価内容	配点	評価基準	点数
工事箇所のある同一管内における主たる営業所の有無	2.0	a. 同一管内に主たる営業所がある（支所単位）	2.0
		b. 同一管内に主たる営業所がある（ブロック単位）	1.0
		c. 同一管内に主たる営業所がない	0.0

評価のポイント：工事箇所と同一管内（支所単位又はブロック単位）に主たる営業所を有する場合評価する。

【評価に関する運用事項】

- ① 工事箇所と、支所単位の同一管内に主たる営業所がある業者又はブロック単位の同一管内に主たる営業所がある業者を評価の対象とする。
- ② ブロックとは、大曲、東部及び西部の3ブロックをいい、大曲ブロックとは大曲地域のみ、東部ブロックとは中仙地域、仙北地域、太田地域を合わせた地域、西部ブロックとは神岡地域、西仙北地域、協和地域、南外地域を合わせた地域をいう。

（例）

会社 (主たる営業所)	工事箇所 (ブロック)	大曲地域 (大曲)	中仙地域 (東部)	仙北地域 (東部)	協和地域 (西部)	南外地域 (西武)
A社（大曲地域）		2.0	0.0	0.0	0.0	0.0
B社（中仙地域）		0.0	2.0	1.0	0.0	0.0
C社（仙北地域）		0.0	1.0	2.0	0.0	0.0
D社（太田地域）		0.0	1.0	1.0	0.0	0.0
E社（協和地域）		0.0	0.0	0.0	2.0	1.0

【技術資料作成時の留意事項】

- ① 記載様式は、自己評価申請書とする。
 - ② 「評価の基準事項」欄に、工事について記載する。
- （例）工事箇所が大仙市長野字茶畑で、一般土木工事（C等級）の工事の場合

工事箇所	評価対象管内名（地域及びブロック）	発注格付工種及び等級
大仙市長野字茶畑	中仙地域 東部ブロック	一般土木工事 C等級

- ③ 「1 主たる営業所の所在」欄に、自社について記載する。

（例）②の例の工事で、大仙市太田町中里に主たる営業所がある業者の場合

評価内容	自己評価点
主たる営業所の住所	大仙市太田町中里 1.0

簡易型：－

地域維持型：◎

施工計画型：○

技術提案型：○

地２．受注意欲

評価内容	配点	評価基準	点数
工事箇所と同一管内発注工種の入札参加率	2.0	a. 75%以上	2.0
		b. 50%以上 75%未満	1.0
		c. 50%未満	0.0

評価のポイント：工事箇所と同一管内（支所単位）発注工種における過去２年間の入札参加率を評価する。

$$\text{入札参加率（％）} = \frac{\text{同一管内（支所単位）発注工種における過去２年間の入札件数（件）}}{\text{同一管内（支所単位）発注工種における過去２年間の工事発注件数（件）}}$$

【評価に関する運用事項】

- ① 同一管内における過去２年間の同一工種の入札参加率を評価対象とする。
- ② 「過去２年間」とは、当年度４月１日の前日から遡って２年間の期間をいう。
- ③ 以下に該当する案件は、入札参加率算定のための入札件数及び工事発注件数の集計の対象としない。
 - ア）共同企業体での入札参加を要件とした案件
 - イ）条件付き一般競争入札以外の方式で執行した案件
 - ウ）発注標準の等級格付によらない案件（ただし、舗装工事、造園工事及び一般塗装工事の設計金額５００万円未満の工事についてはＢ等級の業者のみを、下水道工事にあつては設計金額７００万未満の一般土木Ｂ等級業者に発注した工事も入札件数及び工事発注件数に含むものとする。）
- ④ 入札参加申請提出後に入札を辞退した案件については、理由の如何を問わず入札件数に含まないものとする。
- ⑤ 分割対象案件については、分割対象となった場合でも入札に参加したものとみなし、入札件数に含むものとする。

（次頁に続く）

【技術資料作成時の留意事項】

- ① 記載様式は、自己評価申請書とする。
- ② 「2 工事箇所と同一管内における過去2年間の入札参加率」欄に記載する。

(例) 工事箇所が大仙市長野字茶畑で、大仙市太田町中里に主たる営業所がある業者が、下表の入札参加率だった場合

■基礎的数値「A. 過去2年間の入札参加率」

管内区分		入札参加率	
ブロック	地域名		
大曲	大曲	20%	20%
西部	神岡	0%	5%
	西仙北	20%	
	協和	0%	
	南外	0%	
東部	中仙	60%	80%
	仙北	80%	
	太田	95%	
計		35%	

■自己評価申請書「2 工事箇所と同一管内における過去2年間の入札参加率」

評価内容	自己評価点	
評価対象管内の入札参加率	60 %	1.0

簡易型：－	地域維持型：○	施工計画型：○	技術提案型：○
-------	---------	---------	---------

地３．施設管理協定

評価内容	配点	評価基準	点数
大仙市との施設管理に関する協定の締結の有無	2.0	a. 管理協定がある	2.0
		b. 管理協定がない	0.0

評価のポイント：大仙市と施設管理に関する協定を締結している場合評価する。

【評価に関する運用事項】

- ① 本評価項目は、該当する案件に適用する。
- ② 対象とする施設管理に関する協定は、工種ごとに設定する。

【技術資料作成時の留意事項】

- ① 協定書の写しを添付する。
- ② 自己評価申請書「３ 施設管理協定」に記載する。

（例）

	評価内容	自己評価点
管理協定名	水道施設管理協定	2.0

簡易型：－	地域維持型：◎	施工計画型：○	技術提案型：○
-------	---------	---------	---------

地 7. 直営施工能力

評価内容	配点	評価基準	点数
完成工事原価に占める労務費の割合	2.0	■土木工事B等級、建築工事、水道施設工事、舗装工事の場合	
		a. 30%以上	2.0
		b. 25%以上 30%未満	1.5
		c. 20%以上 25%未満	1.0
		d. 15%以上 20%未満	0.5
		e. 15%未満	0.0
		■土木工事C等級の場合	
		a. 40%以上	2.0
		b. 35%以上 40%未満	1.5
		c. 30%以上 35%未満	1.0
		d. 25%以上 30%未満	0.5
		e. 25%未満	0.0

評価のポイント：完成工事原価に占める労務費の割合を評価する。

$$\text{直営労務費率（％）} = \frac{\text{直営労務費等の計（円）}}{\text{完成工事原価の合計（円）}} \times 100$$

（直営労務費等の計 ＝ 労務費から外注労務費を差し引いた額 ＋ 経費のうち人件費の額）

【評価に関する運用事項】

① 最新の入札参加資格申請時に提出された「完成工事原価報告書」により評価する。

【技術資料作成時の留意事項】

① 自己評価申請書「7 直営施工能力」に記載する。

（例）土木工事C等級の工事で、下表の直営労務費率の業者の場合

■基礎的数値「D. 財務諸表の完成工事原価に占める直営労務費等の割合」

	営業 年度	材料費	労務費 うち外注労務費	外注費	経費 うち人件費	合計	直営労務 費等の計	直営労 務費率
完成工事原価	H21	14,000	11,000 1,000	18,000	7,000 5,000	50,000	15,000	30%

■自己評価申請書「7 直営施工能力」

評価内容	自己評価点
完成工事原価に占める労務費の割合	30 % 1.0